令和3年度第7回情報公開。個人情報保護運営審議会議事録(要点記録)

1 日時令和3年12月23日(木)午前10時00分から午後12時00分まで

3 出席委員 藤﨑会長、川合委員、北村委員、小谷委員、櫻井委員、帆足委員、 松村委員

4 出席職員

【事務局】

(文書法制課) 岩田文書法制課長、原田文書公開係長、村岡主事

【実施機関】

諮問ア (市民経済部納税課)

岩本納税課長濱谷収納係長

諮問イ(くらしと文化部コミュニティ・生活課)
齋藤コミュニティ・生活課長
三枝コミュニティ担当主査

諮問ウ (健康福祉部健康推進課) 金森健康推進課長

水谷健康推進担当主查

水野主任

片岡市民課長

小泉戸籍担当主査

諮問工 (健康福祉部健康推進課) 森合特命事項担当課長

西本主任

諮問オ・カ (教育部教育指導課) 室井教育協働担当課長

福田主事

諮問キ(環境部公園緑地課) 長谷川公園緑地課長

川田みどり担当主査

諮問ク(総務部文書法制課) 岩田文書法制課長

漏洩報告ア(くらしと文化部文化・生涯学習推進課)垣内文化・生涯学習推進係長

漏洩報告イ・ウ(健康福祉部障害福祉課) 平松障害福祉課長

武井障害福祉係長

5 傍 聴 人 なし

6 内容及び要点

(1) 開会

(2) 前回議事録の確定

事前に郵送した前回議事録(令和3年度第5回)について、修正箇所がないことを審議会で確認した。よって、前回議事録は確定した。

(3) 議事録署名委員の指名

川合委員が指名された。

(10) 議題

① 諮問に関する審議

ア 個人情報の処理に係る情報システムの変更(市民経済部納税課)

[納税課]

本諮問は、市税等の口座振替の申込を電子で行うことを目的として、口座振替の受付サービスを利用する、個人情報の処理に係る情報システムの導入についての諮問である。

多摩市からのアクセスはLGWAN回線を利用する、申請データは一度ダウンロードすると削除される、システムを利用する職員が限られており利用時には記録をつけるなどの個人情報保護措置を講じる。

※ 以下、質疑等

- [委員] 導入変更の理由として、納税者の利便性・安全性の向上を図るとあるが、 安全性が向上する理由は何か。電子で申し込む際に生じるリスクもあるが、 その比較はしたのか。
- 〔納 税〕 非対面にすることで感染症対策になるため、安全性が向上するとした。 LGWAN 回線を使うので電子で申し込む際のリスクも軽減できる。
- [委員] 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束しても継続するのか。
- 〔納 税〕継続する予定である。
- [委 員] 従来の申請方法ではどのように本人確認をしていたのか。電子申請と違う やり方なのか。
- [納 税]金融機関の窓口では口座登録の印鑑を押すことで本人確認としていた。市 役所窓口では運転免許証など顔写真付きの身分証明書で本人確認をしたう えで、専用端末にキャッシュカードを読み込ませ暗証番号を入力いただく ことで本人確認をしていた。今回のシステムでは、プラスメッセージとい うアプリで携帯電話の番号と紐付いている個人情報を確認し、登録時に運 転免許証の写真をアップロードして本人確認を行う。
- 〔会 長〕ほかの市町村の導入状況はどうなっているのか。
- 〔納 税〕横須賀市が実証実験をしていた。来年度に向けて導入を検討している自治 体もある。

[会 長] 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ 納税課から諮問のあったア「個人情報の処理に係る情報システムの変更」について、同意することが決定された。

イ 個人情報の本人以外収集(くらしと文化部コミュニティ・生活課)

[コミュニティ・生活課]

本諮問は、連光寺複合施設の開館にあたり、防犯カメラを設置することによる、個人情報の本人以外収集の適用除外についての諮問である。

事務室内のモニターは一般来館者から見えない位置に設置する、画像の記録されるネットワークビデオレコーダーは専用キーで施錠のうえ事務室内に保管する、防犯カメラやネットワークビデオレコーダーは他のネットワークとは完全に分離させる、閉館時には事務室を施錠し施設全体も施錠のうえ機械警備により保安するなどの個人情報保護措置を講じる。

※ 以下、質疑等

- [委 員] リアルタイムで監視できるモニターを事務スペースに置くということだが、コミュニティ会館職員・児童館職員・委託職員すべてがそのモニターを見られるということか。
- [健康推進] 全ての職員がみられることとなる。委託の職員も見ることになるが、個人情報の取り扱いについては契約の中で取り決めをして適切に対応頂く。
- [会 長] 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ コミュニティ・生活課から諮問のあったイ「個人情報の本人以外収集」について、 同意することが決定された。

ウ 個人情報の目的外利用(健康福祉部健康推進課)

〔健康推進課〕

本諮問は、妊婦面接の受診勧奨の際、死産された方への勧奨を停止するため、市民 課の死産届に記載されている個人情報の提供を受けることによる、個人情報の目的外 利用禁止の適用除外についての諮問である。取得する内容は受付日・母の氏名・生年 月日・死産のあったとき・死産のあったときの母の住所である。

死産届の写しは必要な情報のみコピーをとり金庫に保管する、受け渡し時は担当者・日付・件数を記録する、写しは施錠できるロッカーに保管する、健康推進課内でのみ、特定の職員が取扱い、外部へ持ち出さず、受給者リストは施錠のできるキャビネットに厳重に保管する等の個人情報保護措置を講じる。

※ 以下、質疑等

[委 員] 目的外利用をしても面談勧奨の連絡がいってしまう場合もあるのか。

[健康推進] ほかの自治体の医療機関等によって届けが出された場合は多摩市で受付をしないため、情報をもらうことができない。そのため、面談勧奨を止めることができない。

〔委 員〕 死産になるのは妊娠中期~後期だが、面談をするのは初期では?

[健康推進] できれば初期の段階で面談を行いたいが、妊娠届出書を健康センター以外で提出された場合、その場に保健師がいないため、面談には予約が必要である。体調が落ち着いてからという方や、産休に入ってからの面接を希望する方もいるので、出産までの間いつ受けてもよいことになっている。

[委員] 妊娠中期~後期に面談を希望する方は多いのか。

[健康推進] 半分ほどはそうなる。

[委員] 出産後に亡くなった場合、乳幼児期の支援についても同じように案内があるのではないか。なぜ死産に限定して連絡を止めることにしたのか。

[健康推進] 死亡届が出された場合は戸籍に残る。そちらについてはもともと連携できている。また、乳幼児期以降の支援については住民票から対象者を抽出しているため、亡くなった方は対象にならない。胎児には戸籍がないので把握ができなかった。

[委員] 妊婦面接に来ない方への対応について、手紙を出してから電話連絡をするのは冷たく感じるのではないか。先に電話をかけたほうが良いのでは?

[健康推進] 当初はそのように対応していたが、若い方は電話に出ない方も多いので、 今の方法に切り替え、実際に効果が出ている。

[委 員] 母子カードや健康カルテへ情報を転記するとあるが、情報の管理はシステムではなく紙で行っているのか?

[健康推進] 母子カードは紙で、鍵のかかる場所に保管している。健康カルテはシステムである。

〔会 長〕 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ 健康推進課から諮問のあったウ「個人情報の目的外利用」について、同意することが決定された。

エ 個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託(健康福祉部健康推進課)

[健康推進課]

本諮問は、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を効率的に実施することを目的として、集団接種会場での業務を委託する、個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託についての諮問である。

予診票の受渡及び受取は管理簿を作成する、個人情報は鍵のかかる保管箱に収め車両にて移送する、個人情報の運搬中は立ち寄りを禁止とする、市予約システムを利用する際には特定のアカウントを付与し定期的にログの管理を実施する等の個人情報保護措置を講じる。

※ 以下、質疑等

- [委 員] 医療機関の会場の運営なども委託するとのことだが、予診票の管理業務 も同じ事業者に委託するのか。
- [健康推進] これまでは医療従事者の確保と会場の運営を別の事業者に委託していたが、今回は包括的に委託する。予診票の管理も合わせて行う。
- [委員] 対象となる個人の範囲について、他の市も同じようにすれば、多摩市以外で接種した多摩市民は接種した自治体にも情報が残るのか。二重になるのでは。三回目の接種券送付などが重複するのでは。
- [健康推進] 住民登録のある自治体と接種した自治体が違う場合、予診票は国民保険 連合会を通じて市に届く。接種記録の入力までは接種した自治体が行うが、 そのあとの確認作業や通知は住民登録のある自治体で行う。
- [委 員] データの廃棄について、紙の場合は五年保存とあるが、電子データはど のようにするのか。

〔健康推進〕 紙同様、電子データも五年保存ののち消去する。

〔会 長〕 書庫で管理している予診票は多摩市民のもののみか。

- [健康推進] その通り。多摩市民以外のものは国保連を通じて住民登録のある自治体 に送る。
- 〔会 長〕 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

- ※ 健康推進課から諮問のあったエ「個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託」について、同意することが決定された。
- オ 個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託(教育部教育指導課)
- カ 個人情報の処理に係る情報システムの変更(教育部教育指導課)

〔教育指導課〕

本諮問は、校務支援システムの前回更新から5年が経過し、機器の老朽化等の課題を解決するためにシステムを更新する、個人情報の処理に係る情報システムの変更の諮問と、更新業務を委託する、個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託についての諮問である。

更新により OS がサポート対象のものになるためセキュリティが確保できること、個人情報を含むデータが保存されるシステムサーバ機器はセキュリティレベルを考慮したサービスを提供するデータセンターに設置する、データセンターの情報はシステムの構築・運用保守を行う事業者を除き秘匿する、契約締結時に個人情報取扱特記事項を添付し秘密保持や適正な管理・複写の禁止等を義務づける、個人情報保護管理者を設置させる、個人情報取扱作業者や作業場所を限り事前に報告させる、個人情報を含むデータ消去が完了した後に個人情報の消去報告書を提出させる等の個人情報保護措置を講じる。

※ 以下、質疑等

[委 員] 委託内容では教職員の情報を扱うようだが、対象となる個人の範囲に教職員は含まれないのか。

〔教育指導〕 教職員の給与など、個人情報に該当する情報は扱わないため含まれない。

[委員] 保守の作業はどこで行うのか。

[教育指導] サーバでの処理が基本だが、学校で行うこともある。

[会 長] 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ 教育指導課から諮問のあったオ「個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託」カ 「個人情報の処理に係る情報システムの変更」について、同意することが決定された。

キ 指定管理者の指定(環境部公園緑地課)

〔公園緑地課〕

本諮問は、多摩中央公園及び旧富澤家住宅に指定管理者の指定をするにあたり、 当該施設の管理業務において、指定管理者が個人情報を取り扱う業務を行うことに よる、指定管理者の指定についての諮問である。

指定管理者が行う個人情報を取り扱う業務は、指定事業・自主事業等の運営に関する業務、維持管理及び修繕に関する業務、行為の許可及び使用の制限に関する業務、利用料金の徴収・減免及び返還に関する業務等であり、指定管理者の構成団体は、他市での公共施設の指定管理者としての実績がある。

また、多摩市個人情報保護条例等の遵守義務を規定し、個人情報の適正な管理に必要な措置を講ずること、指定管理者となる代表企業に対し共同事業体としての個人情報保護規定及び個人情報保護方針の作成を求め、本施設独自の個人情報保護の運用方法と具体的な対策を求めること、学識経験者等で構成する選定委員会で個人情報を適切に保護・取扱いができることを審査したこと、指定管理開始後は、実地調査を年1回以上行うこととするなど、業務実施にあたり必要な個人情報保護措置を講じる。

※ 以下、質疑等

[委員] 別紙3のフロー、利用免除申請書の送付という項目が指定管理者で完結 している。取扱文書で撮影利用の欄に許可証が必要ではないか。

〔公園緑地〕 公園の利用申請と同時に行っており、同じ文書で承認するため必要ない。

[委員] 利用申請時には会社や団体からの申請を受けた場合の名称や詳細も必要ではないか。また、自主事業に係る個人情報について、出展者が団体の場合などもありうるのではないか。

[公園緑地] 利用申請時・自主事業の出展者ともに代表者氏名のみ取得するため団体 名は取得しない。

- 〔委 員〕 取扱文書にアンケートとあるが、どういったものを想定しているのか。
- [公園緑地] 具体的には決まっていないが、利用者のイベントに対する感想などを予定している。場合によっては氏名や年齢・性別・おところを伺うこともある。
- [委 員] 事故調書申請後の保存・廃棄の流れがわかりにくいので説明して欲しい。
- [公園緑地] 文書はスペースの都合上1年で廃棄するが、公園の施設が壊れた場合などはデータで長期間保存する。
- [会 長] 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ 公園緑地課から諮問のあったキ「指定管理者の指定」について、同意することが 決定された。

ク 多摩市個人情報保護条例等の改正等について (総務部文書法制課)

〔文書法制〕

本諮問は、個人情報保護法の改正に伴い、多摩市個人情報保護条例等の改正を行うにあたり、意見を聴取するものである。今回は変更箇所について確認をした。

[会 長] 今回報告される漏えいのような件も個人情報保護委員会への報告事項に なるのか。

〔文書法制〕おそらくなる。

- [委員] 個人情報を既に削除した後に警察などから照会が来た場合など、保護条例の改正によって問題になるのか。
- [文書法制] 削除しているものは問題にならない。また、警察の照会については今まで通り刑事訴訟法の規定に基づいて行われる。

② その他

ア 個人情報漏洩事故最終報告

文化・生涯学習推進課から、個人情報漏洩等事故1件について最終報告があった。

イ・ウ 個人情報漏洩事故最終報告

障害福祉課から、個人情報漏洩等事故2件について最終報告があった。

(10) 閉会

多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会の運営に関する申合せ事項により、ここ に署名する。

多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会 会 長

委員